

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

鳥取県教育委員会規則  
鳥取県教育委員会規則第一号  
鳥取県教育委員会規則第一号  
鳥取県教育委員会規則第一号  
鳥取県教育委員会規則第一号  
鳥取県教育委員会規則第一号  
鳥取県教育委員会規則第一号  
鳥取県教育委員会規則第一号  
鳥取県教育委員会規則第一号  
鳥取県教育委員会規則第一号

## 鳥取県教育委員会規則

教育職員免許状授与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年八月一日

鳥取県知事 藤 茂

鳥取県教育委員会委員長 河合 弘道

### 鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県教育委員会規則第一号  
鳥取県教育委員会規則第一号  
鳥取県教育委員会規則第一号  
鳥取県教育委員会規則第一号  
鳥取県教育委員会規則第一号  
鳥取県教育委員会規則第一号  
鳥取県教育委員会規則第一号  
鳥取県教育委員会規則第一号  
鳥取県教育委員会規則第一号  
鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県教育委員会規則第一号の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条第一項中「免許法第四条第六項」を「教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号以下「免許法」という。)(第四条第五項)に「(昭和二十四年文部省令第三十九号以下「施行法施行規則」という。)(第三条」を「(昭和二十九年文部省令第二十七号以下「施行法施行規則」という。)(第二条」に、同条表の第一欄中「第三十四号」を「第二十五号」に改める。

第七条中「(免許法別集第一、第二及び第三による場合)」を「(免許法別集第一及び第二又は免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号以下「改正法」という。)(附則第十項による場合)」に、「学

士証明書」を「修士の学位証明書、学士証明書」に改める。

第八条中「(免許法別表第四、第五、第六及び第七による場合)」を「(免許法別表第三、第五、第六及び第七又は免許法附則第六項若しくは改正法附則第五項による場合)」に改める。

第九条第三号中「ロ、教員免許状の写」を「ロ、免許状授与証明書又は免許状の写」に改め、同号二中「第二十五号ロ、第二十五号ハ又は第三十一号ハ」及び「(第二十五号ロ、第二十五号ハ及び第三十一号ハ)に該当する者のほか第六条第一項に掲げる教科に関する証明書を添えること」を削る。

第十条中第八号及び第九号を削る。

第十一条中「免許法又は施行法により中学校又は高等学校の教諭の免許状を取得した者が、免許法施行規則第十四条の二により免許状の授与を受けようとする場合は」を「免許法第六条第三項により教育職員検定を受けようとする者(別表第四の場合)は、」に「(免許状の写)」

を「(免許状授与証明書又は免許状写)」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条中「免許法施行規則第五十一条」を「教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号以下「免許法施行規則」という。)第六十二条」に改める。

第十四条第二項第一号を次のように改める。

一 免状授与証明書又は免許状写

第十五条の規定により免許状の書換又は再交付」に改める。

第十七条中「施行法施行規則第 二 条第二項若しくは第三条第三項又は施行法施行規則附則第二項」を「施行法施行規則第一条第二項若しくは第二条第三項又は施行法施行規則附則第三項」に「すでに交付又は授与を受けた免許状の写」を「免許状授与証明書又は免許状写」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 上級免許状取得のための単位修得方法  
第十八条の二 免許法別表第三、又は改正法附則第五項により幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の上級免許状の授与を受けようとする者の一般教育科目、教科専門科目及び教職専門科目の単位の修得方法は、別表一の定めるところによる。

2 免許法別表第三の規定により、中学校教諭及び高等学校教諭免許状の授与を受けようとする場合(同法施行規則及び同施行法施行規則による場合は除く。)の教科に関する専門科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ第二欄に掲げる専門科目についてそれぞれ第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

中学校教諭免許状の場合

第一欄	第二欄	第三欄
免許教科	教科に関する専門科目	最低修得単位数
国語	国語学(国文学史を含む。)	四
社会	日本史及び外国史 地理学(地誌を含む。) 法学、政治学、社会学、経済学、公衆衛生学、倫理学、宗教学	二
数学	代数学、幾何学、解析学、統計学、測量学	三
理科	物理学、化学、生物学、天文学及び気象学を含む。) 地学、地質学、地質学実験、生物学実験、地学実験	三
音楽	音楽(指揮法を含む。) 音楽理論及び音楽史	三
図画工作	図画及び彫刻 美術理論及び美術史	三
保健体育	体育実技 体育原理、体育管理、 生理学(運動生理学及び解剖学を含む。) 「学校保健、衛生学」	二

保健	「生理学、細菌学、栄養学」 「衛生学(公衆衛生学、救急処置及び看 学校保健)」	二 三 三
家庭	「食品学、栄養学」 「被服学、衣料学」 「家庭管理、家族関係、住居学」 「育児、家庭看護学」 「調理実習、衣服実習」	二 二 二 二 二 二 二
職業	職業概説 「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実 習、商船実習」	一 四 二
職業指導	職業指導の技術 職業指導の運営管理	二 二 二 二
英語	英語学(作文及び会話を含む。)	四 四
宗教	宗教学 「教理学、哲学」	三 三 三
備考	一 第二欄に掲げる教科に関する専門科目は、一般的 包括的な内容を含むものでなければならぬ。 二 英語以外の外国語の教科に関する専門科目の単位 の修得方法はそれぞれ英語の場合に準ずる。 三 「」内のものは専門科目群とし、専門科目群の 修得方法は「」内の専門科目一以上にわたつて第	
第一欄	第二	第三欄
高等学校教諭免許状の場合	第三欄	最低修得 単位数
国語	漢文、国語学(国文学史を含む。)	二 四 二
社会	中学校の場合に同じ	中学校 の場合 に同じ
理科	「物理学、化学、生物」	二 二 二
音楽	「音楽理論、音楽史」	二 二 二
図画	「工芸、彫刻、美術史」	二 二 二
工作	「工芸理論、工芸史」	二 二 二
書道	「書道史及び美術史」	二 二 二
保健体育	中学校の場合に同じ	中学校 の場合 に同じ
家庭	「家庭管理、家族関係、住居学」	二 二 二
農業	農業の関係科目	二 六
工業	工業の関係科目	二 六
商業	商業の関係科目	二 六
水産	水産の関係科目	二 六

商船	商船の関係科目 職業指導	二 六
英語	中学校の場合に同じ	中学校 の場合 に同じ
宗教	中学校の場合に同じ	中学校 の場合 に同じ
備考	前表の備考第一号、第二号及び第三号の規定は、この 表の場合について準用する。 第十八条の三 免許法別表第四による中学校又は高等学 校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者の教 科、専門科目の単位の修得方法については免許法施行 規則第三条又は第四条による単位の修得方法の例によ る。 第十八条の四 免許法別表第五又は改正法附則第五項に より、中学校又は高等学校の実習教諭の上級免許状の 授与を受けようとする者の一般教育科目、教科専門科 目及び教職専門科目の単位修得方法は別表二の定める ところによる。 第十八条の五 免許法別表第六又は改正法附則第五項に より、養護教諭の上級免許状の授与を受けようとする 者の一般教育科目、養護専門科目及び教職専門科目の 単位の修得方法は別表三の定めるところによる。 第十八条の六 免許法別表第七又は改正法附則第五項若 しくは免許法施行規則附則第二十四項により、盲学校、 ろう学校又は養護学校の教諭若しくは盲学校、ろう学 校の特殊教科の教諭の上級免許状の授与を受けようと する者の特殊教科専門科目の単位の修得方法は、別表 四の定めるところによる。 第十八条の七 施行法第七条により上級免許状の授与を 受けようとする者の一般教育科目、教科専門科目又は 特殊教科専門科目及び教職専門科目の単位の修得方法 は、別表五の定めるところによる。 第二十八条第三号を次のように改める。 三 学力に関する証明書 学校又は養成機関の卒業者及び修了者にあつては、 成績証明書又は、単位修得証明書講習修了者にあつ ては、単位修得証明願(第十四号様式)及び各所で 取得した単位修得証明書(講習修了証明書を含む。)	

第三十一条中「免許法第八条第一項の規定により免許状を授与したときは、」を「免許状を授与したときは、免許法第八条第一項の規定により」に改める。

附則第二項を削り第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 免許法附則第二項の規定により無免許教科の教授を

担任する許可を受けようとする者は、無免許教科担任許可申請書(第十、六号様式)を提出しなければならぬ。

3 無免許教科担任許可書の様式は第十七号様式とする。

論学校又は幼稚園	在職年数	修得すること		必要とする科目及び単位数	
		単位	合計	単位	合計
6	5	12	45	内	一般教育科目
40	45	15	15	内	容
12	15	14	15	内	容
14	15	14	15	内	容
14	15	14	15	内	容

普通免許		普通免許		普通免許		普通免許		普通免許	
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
11	15	0	7	11	12	13	14	15	16
10	20	2	9	10	11	12	13	14	15
9	25	5	10	11	12	13	14	15	16
8	30	7	11	12	13	14	15	16	17
7	35	10	12	13	14	15	16	17	18
11	15	0	7	11	12	13	14	15	16
10	20	2	9	10	11	12	13	14	15
9	25	5	10	11	12	13	14	15	16
8	30	7	11	12	13	14	15	16	17
7	35	10	12	13	14	15	16	17	18

論一級		学校教		又は小		幼稚園	
則第十四条第二項							
7		6		5		11	
35		40		45		15	
7		9		10		3	
人文学科 自然科学 社会科学 各1以上		人文学科 自然科学 社会科学 各2以上		人文学科 自然科学 社会科学 各2以上		人文学科 自然科学 社会科学 各1以上	
16		18		20		7	
小学校 幼稚園 四以上の教科の教材研究につき各1以上		小学校 幼稚園 四以上の教科の教材研究につき各1以上		小学校 幼稚園 四以上の教科の教材研究につき各1以上		小学校 幼稚園 四以上の教科の教材研究につき各1以上	
12		13		15		5	
教育原理 教育心理 各3以上		教育原理 教育心理 各3以上		教育原理 教育心理 各3以上		教育原理 教育心理 各1以上	

許状・普通免		論一級		学校教		又は小		幼稚園	
旧法施行規則第十四条第一項									
9		8		7		6		5	
25		30		35		40		45	
7		9		11		13		15	
人文学科 自然科学 社会科学 各1以上		人文学科 自然科学 社会科学 各2以上		人文学科 自然科学 社会科学 各2以上		人文学科 自然科学 社会科学 各3以上		人文学科 自然科学 社会科学 各3以上	
13		16		19		22		25	
小学校 幼稚園 四以上の教科の教材研究につき各1以上		小学校 幼稚園 四以上の教科の教材研究につき各1以上		小学校 幼稚園 四以上の教科の教材研究につき各1以上		小学校 幼稚園 四以上の教科の教材研究につき各1以上		小学校 幼稚園 四以上の教科の教材研究につき各1以上	
5		5		5		5		5	
教育原理 教育心理 各1以上		教育原理 教育心理 各1以上		教育原理 教育心理 各1以上		教育原理 教育心理 各1以上		教育原理 教育心理 各1以上	

1以上

幼稚園		小学校		中学校		高等学校	
免許法施行規則第十二条		免許法施行規則第十二条		免許法施行規則第十二条		免許法施行規則第十二条	
7	6	5	4	3	3	3	3
40	45	15	20	25	25	25	25
9	10	0	3	5	5	5	5
人文科学 自然科学 社会科学 各2以上	人文科学 自然科学 社会科学 各2以上		人文科学 自然科学 社会科学 各1以上	人文科学 自然科学 社会科学 各1以上	人文科学 自然科学 社会科学 各1以上	人文科学 自然科学 社会科学 各1以上	人文科学 自然科学 社会科学 各1以上
9	10	7	8	10	10	10	10
小学校 幼稚園 五以上の教科(音楽、図画、体育)のうち各1以上	小学校 幼稚園 五以上の教科(音楽、図画、体育)のうち各1以上	小学校 幼稚園 五以上の教科(音楽、図画、体育)のうち各1以上	小学校 幼稚園 五以上の教科(音楽、図画、体育)のうち各1以上	小学校 幼稚園 五以上の教科(音楽、図画、体育)のうち各1以上	小学校 幼稚園 五以上の教科(音楽、図画、体育)のうち各1以上	小学校 幼稚園 五以上の教科(音楽、図画、体育)のうち各1以上	小学校 幼稚園 五以上の教科(音楽、図画、体育)のうち各1以上
22	25	8	9	10	10	10	10
小学校 幼稚園 教育心理学の教科の研究のうち各1以上	小学校 幼稚園 教育心理学の教科の研究のうち各1以上	小学校 幼稚園 教育心理学の教科の研究のうち各1以上	小学校 幼稚園 教育心理学の教科の研究のうち各1以上	小学校 幼稚園 教育心理学の教科の研究のうち各1以上	小学校 幼稚園 教育心理学の教科の研究のうち各1以上	小学校 幼稚園 教育心理学の教科の研究のうち各1以上	小学校 幼稚園 教育心理学の教科の研究のうち各1以上

幼稚園		小学校		中学校		高等学校	
免許法施行規則第十七条		免許法施行規則第十七条		免許法施行規則第十七条		免許法施行規則第十七条	
11	10	11	10	9	8	9	8
15	20	15	20	25	30	25	30
7	10	0	2	4	5	4	5
一般教養1以上	一般教養2以上		人文科学、社会科学、自然科学のうち二以上の科目について各1以上	人文科学 自然科学 社会科学 各1以上	人文科学 自然科学 社会科学 各1以上	人文科学 自然科学 社会科学 各1以上	人文科学 自然科学 社会科学 各1以上
		8	10	12	14	12	14
二以上の教科の研究につき各1以上	二以上の教科の研究につき各1以上	小学校 幼稚園 四以上の教科の研究につき各1以上	小学校 幼稚園 四以上の教科の研究につき各1以上	小学校 幼稚園 四以上の教科の研究につき各1以上	小学校 幼稚園 四以上の教科の研究につき各1以上	小学校 幼稚園 四以上の教科の研究につき各1以上	小学校 幼稚園 四以上の教科の研究につき各1以上
8	10	7	8	9	11	9	11
教育心理 各1以上	教育原理 各1以上	教育心理 各2以上	教育原理 各2以上	教育心理 各2以上	教育原理 各3以上	教育心理 各2以上	教育原理 各3以上

許状 普通免	論二級 学校教	又は小 幼稚園	幼稚園	
旧法施行規則第十四条第一項				
10	9	8	7	6
25	30	35	40	45
4	5	6	7	8
人文科学 自然科学 社会科学 各1以上	人文科学 自然科学 社会科学 各1以上	人文科学 自然科学 社会科学 各1以上	人文科学 自然科学 社会科学 各2以上	人文科学 自然科学 社会科学 各2以上
9	11	13	15	17
小学校 幼稚園 図画工作、音楽、体育の 二以上の教科につき各1以 上	小学校 幼稚園 図画工作、音楽、体育の 三以上の教科につき各1以 上	小学校 幼稚園 図画工作、音楽、体育の 四以上の教科につき各1以 上	小学校 幼稚園 図画工作、音楽、体育の 四以上の教科につき各1以 上	小学校 五以上の教科(音楽、図画 含む)につき各1以上
12	14	16	18	20
教育心理 各2以上	教育心理 各3以上	教育心理 各3以上	教育心理 各3以上	小学校 教育心理の教科のうち三以上 の研究につき各

許状 普通免	論二級 学校教	又は小 幼稚園	幼稚園	
12	11	10	9	8
15	20	25	30	35
0	2	3	5	7
人文科学、自然科学、社会科学 のうち二以上の科目について各 1以上	人文科学 自然科学 社会科学 各1以上	人文科学 自然科学 社会科学 各1以上	人文科学 自然科学 社会科学 各1以上	人文科学 自然科学 社会科学 各1以上
7	7	8	8	9
幼稚園 図画工作、音楽、体育を 含む以上	小学校 幼稚園 図画工作、音楽、体育を 含む以上	小学校 幼稚園 図画工作、音楽、体育を 含む以上	小学校 幼稚園 図画工作、音楽、体育を 含む以上	小学校 幼稚園 図画工作、音楽、体育を 含む以上
8	11	14	17	19
幼稚園 教育心理の研究3以上	小学校 幼稚園 教育心理の研究3以上	小学校 幼稚園 教育心理の研究3以上	小学校 幼稚園 教育心理の研究4以上	小学校 幼稚園 教育心理の研究4以上

免級教中 許状普通諭一 状普通諭一 校			免級教等及 許状普通諭二 状普通諭二 校学校 及 高							免級教中 許状普通諭一 状普通諭一 校		備考 第四号
7	6	5	11	10	9	8	7	6	5	5		
35	40	45	15	20	25	30	35	40	45	10		
10	12	15	0	3	5	7	10	12	15	0		
社会科学 自然科学 人文科学 各2以上	社会科学 自然科学 人文科学 各3以上	社会科学 自然科学 人文科学 各3以上	社会科学 自然科学 人文科学 各1以上	社会科学 自然科学 人文科学 各1以上	社会科学 自然科学 人文科学 各1以上	社会科学 自然科学 人文科学 各2以上	社会科学 自然科学 人文科学 各2以上	社会科学 自然科学 人文科学 各3以上	社会科学 自然科学 人文科学 各3以上			
21	23	25	12	14	16	19	21	23	25	5		
免許教科ごとに 二以上の教科の場合 11 / 10	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 12 23 / 11	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 13 25 / 12	免許教科ごとに 12	免許教科ごとに 14	免許教科ごとに 16	免許教科ごとに 19	免許教科ごとに 21	免許教科ごとに 23	免許教科ごとに 25	小学校幼稚園 二以上の教科につき各1以上 （含む）につき各1以上		
4	5	5	3	3	4	4	4	5	5	5		
教科教育法 各1以上	教科教育法 各1以上	教科教育法 各1以上	教科教育法 各1以上	教科教育法 各1以上	教科教育法 各1以上	教科教育法 各1以上	教科教育法 各1以上	教科教育法 各1以上	教科教育法 各1以上	小学校幼稚園 教科教育法 各1以上		

(五則法改 項第附正)		許 状	普 通 免	諭 二 級	学 校 教	又 は 小 幼 稚 園		
旧施行法施行規則第十七条		旧法施行規則第十四条第二項	旧法施行規則第十四条第一項	規則第十四条第一項				
3	3	3	3	3	3	3	12	11
15	15	15	15	15	15	15	15	20
5	0	5	5	5	5	5	2	3
一般教養1以上		社会科学 自然科学 人文科学 各1以上	社会科学 自然科学 人文科学 各1以上	社会科学 自然科学 人文科学 各1以上	社会科学 自然科学 人文科学 各1以上	社会科学 自然科学 人文科学 各1以上	人文科学、自然科学、社会科学のうち二以上の科目につき各1以上	社会科学 自然科学 人文科学 各1以上
	5	5	5	5	5	5	5	7
二以上の教科につき各1以上 教科の教材研究につき1以上	小学校幼稚園 二以上の教科及び教材研究 につき各1以上	小学校幼稚園 二以上の教科及び教材研究 につき各1以上	小学校幼稚園 二以上の教科及び教材研究 につき各1以上	小学校幼稚園 二以上の教科及び教材研究 につき各1以上	小学校幼稚園 二以上の教科及び教材研究 につき各1以上	小学校幼稚園 二以上の教科及び教材研究 につき各1以上	小学校幼稚園 二以上の教科及び教材研究 につき各1以上	小学校幼稚園 二以上の教科及び教材研究 につき各1以上
10	10	5	5	5	5	5	8	10
教育心理 各1以上	教育心理 各2以上	教育心理 各1以上	教育心理 各1以上	教育心理 各1以上	教育心理 各1以上	教育心理 各1以上	教育心理 各2以上	教育心理 各2以上





高等学 校教諭 二級普 通免許 状 (改正法 附則第 五項)						高等学 校教諭 二級普 通免許 状 (改正法 附則第 五項)					
旧法施行規則第十四条第一項											
10	9	8	7	6	5	11	10	9	8	7	6
20	25	30	35	40	45	15	20	25	30	35	40
3	5	7	92	12	15	0	3	5	7	10	12
社自人文 会自然科 学科学学	社自人文 会自然科 学科学学	社自人文 会自然科 学科学学	社自人文 会自然科 学科学学	社自人文 会自然科 学科学学	社自人文 会自然科 学科学学	社自人文 会自然科 学科学学	社自人文 会自然科 学科学学	社自人文 会自然科 学科学学	社自人文 会自然科 学科学学	社自人文 会自然科 学科学学	社自人文 会自然科 学科学学
各1以上	各1以上	各2以上	各2以上	各3以上	各3以上	各1以上	各1以上	各2以上	各2以上	各3以上	各3以上
14	16	19	15	23	25	12	14	16	19	21	23
免許教科 以上の場合 に	免許教科 以上の場合 に	免許教科 以上の場合 に	免許教科 以上の場合 に	免許教科 以上の場合 に	免許教科 以上の場合 に	免許教科 以上の場合 に	免許教科 以上の場合 に	免許教科 以上の場合 に	免許教科 以上の場合 に	免許教科 以上の場合 に	免許教科 以上の場合 に
各7	各8	10 19 9	11 21 10	12 23 11	13 25 12	12	14	16	19	21	23
3	4	4	5	5	5	3	3	4	4	4	5
教科教育 心理学理 法	教科教育 心理学理 法	教科教育 心理学理 法	教科教育 心理学理 法	教科教育 心理学理 法	教科教育 心理学理 法	教科教育 心理学理 法	教科教育 心理学理 法	教科教育 心理学理 法	教科教育 心理学理 法	教科教育 心理学理 法	教科教育 心理学理 法
各1以上	各1以上	各1以上	各1以上	各1以上	各1以上	各1以上	各1以上	各1以上	各1以上	各1以上	各1以上

高等学	高等学 校教諭 一級普 通免許 状 (六項 附則第 六項)	高等学 校教諭 一級普 通免許 状 (六項 附則第 六項)	高等学 校教諭 一級普 通免許 状 (六項 附則第 六項)	高等学 校教諭 一級普 通免許 状 (六項 附則第 六項)	高等学 校教諭 一級普 通免許 状 (六項 附則第 六項)	高等学 校教諭 一級普 通免許 状 (六項 附則第 六項)	高等学 校教諭 一級普 通免許 状 (六項 附則第 六項)
5年 在職 数	3年 在職 数	旧法施行規 則第十四条 第四項	旧法施行規 則第十四条 第四項	旧法施行規 則第十四条 第四項	旧法施行規 則第十四条 第四項	旧法施行規 則第十四条 第四項	旧法施行規 則第十四条 第四項
45	15	10	10	10	10	10	10
15	0	0	0	0	0	0	0
社自人文 会自然科 学科学学	社自人文 会自然科 学科学学	社自人文 会自然科 学科学学	社自人文 会自然科 学科学学	社自人文 会自然科 学科学学	社自人文 会自然科 学科学学	社自人文 会自然科 学科学学	社自人文 会自然科 学科学学
各3以上							
25	15	2	4	0	6	6	0
免許教科 以上の場合 に	免許教科 以上の場合 に	免許教科 以上の場合 に	免許教科 以上の場合 に	免許教科 以上の場合 に	免許教科 以上の場合 に	免許教科 以上の場合 に	免許教科 以上の場合 に
各7	各8	各1	各2	各3	各6	各6	各4
5	0	8	6	10	4	4	10
教科教育 心理学理 法	教科教育 心理学理 法	教科教育 心理学理 法	教科教育 心理学理 法	教科教育 心理学理 法	教科教育 心理学理 法	教科教育 心理学理 法	教科教育 心理学理 法
各1以上		各1以上	各1以上	各1以上	各1以上	各1以上	各1以上

八項附則改正法											
通免許 二級普 校教諭 高等学											
旧法施行規則第十四条第二項											
22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85
6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28
社会科学 自然科学 各1以上	社会科学 自然科学 各2以上	社会科学 自然科学 各2以上	社会科学 自然科学 各2以上	社会科学 自然科学 各3以上	社会科学 自然科学 各3以上	社会科学 自然科学 各3以上	社会科学 自然科学 各4以上	社会科学 自然科学 各4以上	社会科学 自然科学 各4以上	社会科学 自然科学 各5以上	社会科学 自然科学 各5以上
19	22	24	27	30	32	34	37	40	43	45	48
免許教科ごとに	免許教科ごとに	免許教科ごとに	免許教科ごとに	免許教科ごとに	免許教科ごとに	免許教科ごとに	免許教科ごとに	免許教科ごとに	免許教科ごとに	免許教科ごとに	免許教科ごとに
19	22	24	27	30	32	34	37	40	43	45	48
5	5	6	6	6	7	8	8	8	8	9	9
教育心理学 教育原理 各1以上	教育心理学 教育原理 各1以上	教育心理学 教育原理 各1以上	教育心理学 教育原理 各1以上	教育心理学 教育原理 各1以上	教育心理学 教育原理 各2以上	教育心理学 教育原理 各2以上	教育心理学 教育原理 各2以上	教育心理学 教育原理 各2以上	教育心理学 教育原理 各2以上	教育心理学 教育原理 各2以上	教育心理学 教育原理 各2以上

五項附則改正法											
通免許 二級普 校教諭 高等学											
旧法施行規則第十四条第二項											
10年在教職	11	10	11	10	9	8	7	6	5	11	
90	15	20	15	20	25	30	35	40	45	15	
30	7	10	0	2	3	4	6	8	10	0	
社会科学 自然科学 各5以上	一般教養2以上	一般教養2以上	社会科学 自然科学 各1以上	社会科学 自然科学 各1以上	社会科学 自然科学 各1以上	社会科学 自然科学 各1以上	社会科学 自然科学 各1以上	社会科学 自然科学 各2以上	社会科学 自然科学 各2以上	社会科学 自然科学 各2以上	
50			8	10	12	14	16	18	20	12	
免許教科ごとに	出願教科ごとに3以上	出願教科ごとに3以上	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各4	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各5	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各6	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各7	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各8	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各9	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各10	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各6	
10	8	10	7	8	10	12	13	14	15	3	
教育心理学 教育原理 各2以上	教育心理学 教育原理 各1以上	教育心理学 教育原理 各1以上	教育心理学 教育原理 各2以上	教育心理学 教育原理 各2以上	教育心理学 教育原理 各2以上	教育心理学 教育原理 各3以上	教育心理学 教育原理 各3以上	教育心理学 教育原理 各3以上	教育心理学 教育原理 各3以上	教育心理学 教育原理 各1以上	



級普通 教諭二 中学校	免許状	旧法施行規則第十四条第一項							免許状		
		12	11	10	9	8	7	6	12	11	10
15	15	15	20	25	30	35	40	45	15	20	25
5	5	0	2	3	4	6	8	10	0	2	3
社会科学 人文科学 自然科学 各1以上	社会科学 人文科学 自然科学 各1以上	社会科学 人文科学 自然科学 各1以上	社会科学 人文科学 自然科学 各1以上	社会科学 人文科学 自然科学 各1以上	社会科学 人文科学 自然科学 各1以上	社会科学 人文科学 自然科学 各1以上	社会科学 人文科学 自然科学 各2以上	社会科学 人文科学 自然科学 各2以上	社会科学 人文科学 自然科学 各2以上	社会科学 人文科学 自然科学 各1以上	社会科学 人文科学 自然科学 各1以上
10	10	8	10	12	14	16	18	20	8	11	14
免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各5	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各5	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各4	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各5	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各6	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各7	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各8	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各9	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各10	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各8	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各11	免許教科ごとに 二以上の教科の場合 各14
0	0	7	8	10	12	13	14	15	7	7	8
		教科教育法 教育心理学 各2以上	教科教育法 教育心理学 各2以上	教科教育法 教育心理学 各2以上	教科教育法 教育心理学 各2以上	教科教育法 教育心理学 各2以上	教科教育法 教育心理学 各2以上	教科教育法 教育心理学 各2以上	教科教育法 教育心理学 各2以上	教科教育法 教育心理学 各2以上	教科教育法 教育心理学 各2以上

項 則第五 改正附 旧法施行 規規則第十 七条	免許状 規規則第十 四條	備考	
		1	2
3	3	1	2
15	15	1	2
5	0	1	2
一般教育1以上		1	2
出願一教科ごとに1以上	二以上の教科の場合 免許教科ごとに 3、2	1	2
10	10	1	2
教科教育法 教育心理学 各1以上	教科教育法 教育心理学 各2以上	1	2

備考

1 教職に関する専門科目のうち「教育心理」中には幼稚園、小学校にあつては「児童心理学」中学校、高等学校にあつては、「青年心理学」を含むものとする。但し当分の間この定によらないことができる。(別表二及び別表五の場合においても同様とする)

2 教職に関する専門科目の単位はこの表に定めるもののほか他の教職に関する専門科目について修得することができる。(別表二、別表三及び別表五の場合においても同様とする。)

3 「教科教育法」は受けようとする免許教科ごとに修得しなければならない。但し旧法施行規則又は施行法施行規則に定める修得方法の例による場合は、

4 「教科教育法」の単位は当分の間これを欠くことができる。(別表二及び別表五の場合においても同様とする。)

5 旧法施行規則又は旧法施行規則に定める修得方法の例により幼稚園又は小学校の免許状を受けようとする場合は「保育内容の研究」又は「教材研究」の単位は当分の間これを欠くことができる。

6 旧法施行規則の定める修得方法の例により、中学校又は高等学校の免許状を受けようとする場合の教科に関する専門科目の単位は、受けようとする免許教科について旧法施行規則第三条又は第四条に掲げる関係科目及び科目群の半数以上にわたつて修得しなければならない。(別表五の場合においても同様)

(二備考)	中学校		普通免		論二級		実習教		免許状		教諭一級普通
	許状	普通免	論二級	実習教	免許状	普通免	論二級	実習教	免許状	普通免	
6	7	6	7	6	7	6	7	6	3	3	3
10	15	20	15	20	15	20	15	20	15	15	15
0	8	10	8	10	0	0	10	10	10	10	10
	一般教養2以上	一般教養2以上	人文科学、自然科学、社会科学のうち二以上の科目につき各1以上	人文科学、自然科学、社会科学のうち二以上の科目につき各1以上					一般教養2以上	人文科学、自然科学、社会科学のうち二以上の科目につき各1以上	
5					8	10					
	職業の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	職業の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	職業の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	職業の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	職業の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	職業の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	職業の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	職業の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	職業の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	職業の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	職業の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること
5	7	10	7	10	7	10	5	5	5	5	5
	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上

校実習	高等学	許状	普通免	論一級	実習教	中学校	受ける免許状の種類		修得すること		必要とする科目及び単位数	
							概要	単位	内容	単位	内容	単位
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
0	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	一般教養2以上	一般教養2以上	人文科学、自然科学、社会科学のうち二以上の科目につき各1以上	人文科学、自然科学、社会科学のうち二以上の科目につき各1以上	人文科学、自然科学、社会科学のうち二以上の科目につき各1以上	人文科学、自然科学、社会科学のうち二以上の科目につき各1以上	人文科学、自然科学、社会科学のうち二以上の科目につき各1以上	人文科学、自然科学、社会科学のうち二以上の科目につき各1以上	人文科学、自然科学、社会科学のうち二以上の科目につき各1以上	人文科学、自然科学、社会科学のうち二以上の科目につき各1以上	人文科学、自然科学、社会科学のうち二以上の科目につき各1以上	人文科学、自然科学、社会科学のうち二以上の科目につき各1以上
10					10	10						
	農業、家庭、工業、商業、水産又は船舶の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	農業、家庭、工業、商業、水産又は船舶の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	農業、家庭、工業、商業、水産又は船舶の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	農業、家庭、工業、商業、水産又は船舶の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	農業、家庭、工業、商業、水産又は船舶の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	農業、家庭、工業、商業、水産又は船舶の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	農業、家庭、工業、商業、水産又は船舶の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	農業、家庭、工業、商業、水産又は船舶の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	農業、家庭、工業、商業、水産又は船舶の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	農業、家庭、工業、商業、水産又は船舶の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	農業、家庭、工業、商業、水産又は船舶の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること	農業、家庭、工業、商業、水産又は船舶の関係科目及び科目群の半数以上について修得すること
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上	教育心理学 各1以上

別表二

6 旧法施行規則の定める修得方法の例により中学校又は高等学校の免許状を受けようとする場合の教科に関する専門科目は受けようとする免許教科に

ついで旧法施行規則第三条又は第四条に掲げる関係科目のうちから適宜選択修得するものとする(別表五の場合においても同様とする。)

養護教諭一級 普通免許 許状	養護教諭二級 普通免許 許状	養護教諭一級 普通免許 許状	養護教諭一級 普通免許 許状		養護教諭二級 普通免許 許状		養護教諭 普通免許 許状
			旧法施行規則第十 九条	新法施行規則第十 六条	旧法施行規則第十 九条	新法施行規則第十 六条	
1	1	1	4	3	4	3	在職年数
10	10	10	15	20	15	20	
7	2	2	10	4	0	4	
一般教養1以上	人文科学、自然科学 のうち二以上の科目につき各1以上	人文科学、自然科学、 社会科学のうち二以上の科目につき各1以上	一般教育2以上	人文科学、自然科学、 社会科学のうち二以上の科目につき各1以上	人文科学、自然科学、 社会科学のうち二以上の科目につき各1以上	人文科学、自然科学、 社会科学のうち二以上の科目につき各1以上	
	6	6	10	12	11	12	
公衆衛生学「食物及び栄養学、 予防医学」の職務のうち二以上の科目	公衆衛生学「食物及び栄養学、 予防医学」の職務のうち二以上の科目	公衆衛生学「食物及び栄養学、 予防医学」の職務のうち二以上の科目	公衆衛生学「食物及び栄養学、 予防医学」の職務につき各2以上	公衆衛生学「食物及び栄養学、 予防医学」の職務につき各2以上	公衆衛生学「食物及び栄養学、 予防医学」の職務につき各2以上	公衆衛生学「食物及び栄養学、 予防医学」の職務につき各2以上	
3	2	2	5	3	4	4	
教育心理	教育原理 各1以上	教育心理 各1以上	教育心理 各1以上	教育心理 各1以上	教育心理 各1以上	教育心理 各1以上	

別表三

受ける の種類	概要	中等学校 高等学 校 教諭二 級 普通 免許	旧法施行規 則第十 八条	修正 五項 第法	免許状 普通 免許	養護に 関係する 単位		教育に 関係する 単位	
						単位 内	単位 内	単位 内	単位 内
	修得すること を必要とする 科目及び単 位数	10	10	10	10				
	一般教育科目	5	5	0	10	5	5	5	5
	人文科学、自然科学、 社会科学のうち1以上				5	5	5	5	5
	人文科学、自然科学、 社会科学のうち1以上				5	5	5	5	5
	一般教養1以上				5	5	5	5	5
	人文科学、自然科学、 社会科学のうち1以上				5	5	5	5	5
	関係科目につき2以上				5	5	5	5	5
	免許された科目の 関係科目及び 科目群について 修得すること				5	5	5	5	5
	免許された科目の 関係科目及び 科目群について 修得すること				5	5	5	5	5
	免許された科目の 関係科目及び 科目群について 修得すること				5	5	5	5	5
	免許された科目の 関係科目及び 科目群について 修得すること				5	5	5	5	5







盲学校 教諭二級 普通免許 免許状	盲学校 教諭二級 普通免許 免許状	盲学校 教諭二級 普通免許 免許状	盲学校 教諭二級 普通免許 免許状	盲学校 教諭二級 普通免許 免許状	盲学校		
					新法施行規則第七條	旧法施行規則第七條	新法施行規則第十條
3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	6	6	6	6	6	6
異常児の教育課程及び教育方法、異常児心理学及び精神衛生、異常児健康問題、異常児教育実習のうち三以上の科目につき各1以上	異常児の教育課程及び教育方法、異常児心理学及び精神衛生、異常児健康問題、異常児教育実習のうち三以上の科目につき各1以上	異常児教育、異常児心理、「異常児の病理、異常児保健」異常児教育実習のうち三以上の教科について各1以上	ろ、ろ、教育学、言語指導、ろ、ろ、心理学、ろ、ろ、生理学、ろ、ろ、教育実習のうち三以上の科目について各1以上	ろ、ろ、教育学、言語指導、ろ、ろ、心理学、ろ、ろ、生理学、ろ、ろ、教育実習のうち三以上の科目について各1以上	ろ、ろ、教育学、言語指導の理論及び実際、ろ、ろ、心理、聴覚音声生理及び病理、ろ、ろ、教育の実習のうち三以上の科目について各1以上	盲教育学、点字の理論及び実際、盲心理学、盲生理学、盲教育実習のうち三以上の科目について各1以上	盲教育学、点字の理論及び実際、盲心理、視覚生理及び病理、盲教育実習のうち三以上の科目について各1以上

盲学校 教諭一級 普通免許 免許状	盲学校 教諭一級 普通免許 免許状	盲学校 教諭一級 普通免許 免許状	盲学校 教諭一級 普通免許 免許状	盲学校 教諭一級 普通免許 免許状	盲学校 教諭一級 普通免許 免許状	盲学校		
						新法施行規則第七條	旧法施行規則第七條	新法施行規則第十條
3	3	3	3	3	3	3	3	
6	6	6	6	6	6	6	6	
異常児の教育課程及び教育方法、異常児心理学及び精神衛生、異常児健康問題、異常児教育実習のうち三以上の科目につき各1以上	異常児の教育課程及び教育方法、異常児心理学及び精神衛生、異常児健康問題、異常児教育実習のうち三以上の科目につき各1以上	異常児教育、異常児心理、「異常児の病理、異常児保健」異常児教育実習のうち三以上の科目について各1以上	ろ、ろ、教育学、言語指導の理論及び実際、ろ、ろ、心理、聴覚音声生理及び病理、ろ、ろ、教育実習のうち三科目以上について各1以上	ろ、ろ、教育学、言語指導、ろ、ろ、心理学、ろ、ろ、生理学、ろ、ろ、教育実習のうち三以上の科目について各1以上	ろ、ろ、教育学、言語指導の理論及び実際、ろ、ろ、心理、聴覚音声生理及び病理、ろ、ろ、教育の実習のうち三以上の科目について各1以上	盲教育学、点字の理論及び実際、盲心理学、盲生理学、盲教育実習のうち三以上の科目について各1以上	盲教育学、点字の理論及び実際、盲心理、視覚生理及び病理、盲教育実習のうち三以上の科目について各1以上	

特 殊 教 育 に 関 す る 専 門 科 目

五附改 項則正 第法	状 通免許 二級普 校教諭 養護学	五附改 項則正 第法	状 通免許 二級普 校教諭 ろ、ろ、学	五附改 項則正 第法	免許状 級普通 教諭二 盲学校	五附改 項則正 第法	免許状 級普通 教諭二 盲学校
3	3	3	3	3	3	3	3
10	10	10	10	10	10	10	10
	右の科目のうち三以上の科目について各1以上	異常児教育、異常児心理「異常児の病理、異常児保健」異常児教育実習のうち三以上の科目について各2以上	ろ、ろ、教育、言語指導、ろ、ろ、心理学、ろ、ろ、生理学、ろ、ろ、教育実習のうち三以上の科目について各2以上	ろ、ろ、教育、言語指導の理論及び実際、ろ、ろ、心理、聴覚音声生理及び病理、ろ、ろ、教育実習のうち三以上の科目について各2以上	右の科目のうち三以上の科目について各1以上	盲教育学、点字の理論及び実際、盲心理学、盲生理学、盲教育実習のうち三以上の科目について各2以上	盲教育、点字の理論及び実際、盲心理、視覚生理及び病理、盲教育の実習のうち三以上の科目について各2以上

五附改 項則正 第法	状 通免許 二級普 校教諭 ろ、ろ、学	五附改 項則正 第法	状 通免許 二級普 校教諭 ろ、ろ、学	五附改 項則正 第法	免許状 級普通 教諭二 盲学校	五附改 項則正 第法	免許状 級普通 教諭二 盲学校
3	3	3	3	3	3	3	3
6	6	6	6	6	6	6	6
	ろ、ろ、教育、言語指導の理論及び実際、ろ、ろ、心理、聴覚音声生理及び病理、ろ、ろ、教育実習のうち三以上の科目について各1以上	ろ、ろ、教育、言語指導、ろ、ろ、心理学、ろ、ろ、生理学、ろ、ろ、教育実習のうち三以上の科目について各1以上	ろ、ろ、教育、言語指導、ろ、ろ、心理学、ろ、ろ、生理学、ろ、ろ、教育実習のうち三以上の科目について各1以上	ろ、ろ、教育、言語指導の理論及び実際、ろ、ろ、心理、聴覚音声生理及び病理、ろ、ろ、教育実習のうち三以上の科目について各1以上	盲教育学、点字の理論及び実際、盲心理学、盲生理学、盲教育実習のうち三以上の科目について各1以上	盲教育学、点字の理論及び実際、盲心理、視覚生理及び病理、盲教育実習のうち三以上の科目について各1以上	盲教育、点字の理論及び実際、盲心理、視覚生理及び病理、盲教育実習のうち三以上の科目について各1以上



盲教 教員 免許 状	盲教 教員 免許 状	盲教 教員 免許 状
3	3	3
10	10	10
盲教 教員 免許 状 各1以上	盲教 教員 免許 状 各1以上	盲教 教員 免許 状 各1以上

第六号様式中「(二)同法施行法第二十一条第一項第 号(三)同法施行法第七条第一項第 号(四)同法第九条第二項(五)同法施行規則第十四条の二」を「(二)同法第五条第三項(三)同法第六条第二項別表第四同法施行法第二条第一項第 号(四)同法第七条第一項第 号(五)同法第九条第二項(六)同法施行法第七条第一項第 号」に改める。

第七号様式中「8その他」を「8教員としての適格性その他」に改める。

第十五号様式の次に次の四様式を加える。

第十六号様式

無 免 許 教 科 担 任 許 可 申 請 書

本 籍

担 任 教 科

右の者に頭書の教科の教授を担任させたいので教育職員免許法附則第二項の規定により許可していただきたく連署をもつて申請いたします。

昭 和 年 月 日

学 校 名

校 長 氏 名

担 任 者 氏 名

鳥 取 県 教 育 委 員 会 事 殿

設 置 者	学 校 名	学 校 位 置
学 校 長 氏 名	職 担 氏 名	色 神
担 任 し よ う と す る 教 科	担 任 し よ う と す る 期 間	昭 和 年 月 日 以 来
事 由	昭 和 年 月 日 以 来	月 間

担 任 者 の 履 歴 事 項

㊦ ㊦

イ 学 業	
年 月 日	出 身 学 校 名 (部科名まで記入のこと)

□ 所有する免許状

取得年月日	免 許 状 種 類	教 科 備 考

ハ 実務経歴(担任しようとする教科の授業を担当した実歴があれば記入すること)

至自	勤 務 期 間	職 名	勤 務 学 校 名	担当学年、教科

学 級 編 成

学 年 別	学 級 数
第 一 学 年	
第 二 学 年	
第 三 学 年	

免許教科別教員数

免 許 教 科	週 当 り 総 時 間 数	一 級 二 級 仮 臨 計		免 許 教 科	週 当 り 総 時 間 数	一 級 二 級 仮 臨 計	
国 語				職 業 指 導			
社 会				職 業			
数 学				工 業			
理 科				農 業			
音 楽				工 画			
図 画 工 作				商 船			
保 健 体 育							

保 健  
家 庭

水 産

個人別担任教科時間数

職 氏 名	所有する免許状 の教科名		担任 間当 数上 時週	計	備考 別は本校又 分校又	職 氏 名	所有する免許状 の教科名		担任 間当 数上 時週	計	備考
	一	二					一	二			

第十七号様式

無免許教科担任許可書

本 籍

勤務学校名

氏 名

年 月 日生

右の者に教育職員免許法附則第二項の定めるところにより頭書の学校において昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで 記 間左記の教科の教授を担任することを許可する。

昭和 年 月 日

昭 許 第 号 鳥 取 県 教 育 委 員 会 事

第十八号様式

教諭担当資格証明書交付願

本 籍

現住所

氏 名

年 月 日生

免許状の種類

教 科

私は教育職員免許法施行規則附則第十一項の規定により頭書の教諭相当資格証明書を交付していただきたいので関係書類を添えてお願いいたします。

昭和 年 月 日  
氏 名  
鳥 取 県 教 育 委 員 会 事 殿

第十九号様式

教諭担当資格証明書

本籍地

氏 名

年 月 日 生

右の者教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五百十八号）の附則第 項の定めるところにより左記のとおり教諭に相当する資格を有することを証明する。

記

教 諭 (教 科)

昭和 年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 事

第 号

備考 表面及び裏面の記載注意は免許状の様式の場合の記載注意に準ずる。

附 則

- 1 この規則は公布の日から施行し、昭和二十九年十二月三日から適用する。
- 2 仮免許状に係る所要資格を得た旨の証明を受けようとする者（免許法施行規則附則第十一項）は教諭相当資格証明書交付願（第十八号様式）に次の書類を添えて願い出なければならぬ。
  - 一 履 歴 書
  - 二 免許状授与証明書又は免許状写
  - 三 単 位 修 得 証 明 書
  - 四 実 務 成 績 証 明 書
  - 五 誓 約 書
- 3 教諭担当資格証明書の様式は第十九号様式とする。